

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金

令和3年7月の大雨、台風9号、令和3年8月の大雨によって被害を受けた農業者の施設等の復旧を支援するため、新たな制度資金を創設します。

項目	施設等資金		運転資金									
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金 ・果樹等植栽資金 ・小土地復旧資金 ・施設の撤去に必要な資金 		<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費、施設・機械等の修繕費 									
貸付限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>個人</th> <th>法人・団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500万円</td> <td>3,000万円</td> </tr> </tbody> </table>		個人	法人・団体	1,500万円	3,000万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>個人</th> <th>法人・団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160万円または経営費の3か月分（ただし500万円まで）</td> <td>160万円×構成員数または経営費の3か月分（ただし1,000万円まで）</td> </tr> </tbody> </table>		個人	法人・団体	160万円または経営費の3か月分（ただし500万円まで）	160万円×構成員数または経営費の3か月分（ただし1,000万円まで）
個人	法人・団体											
1,500万円	3,000万円											
個人	法人・団体											
160万円または経営費の3か月分（ただし500万円まで）	160万円×構成員数または経営費の3か月分（ただし1,000万円まで）											
償還期間	15年以内（うち据置3年以内）		10年以内（うち据置3年以内）									
融資対象者	<p>令和3年7月の大雨、台風9号、令和3年8月の大雨によって被害を受けた農業者及び農業者の組織する団体であって、以下の要件を満たすもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人及び法人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 農業所得が総所得の過半（法人の場合は農業にかかる売上高が総売上高の過半）を占める、又は農業粗収益が200万円以上（法人の場合は1,000万円以上）である農業者</td> <td rowspan="2">農業者が主たる構成員となっており、一定の事項について基準に従った規約（代表者、代表権の範囲内）を有している団体</td> </tr> <tr> <td>② 右欄に規定する団体の構成員</td> </tr> </tbody> </table>				個人及び法人	団体	① 農業所得が総所得の過半（法人の場合は農業にかかる売上高が総売上高の過半）を占める、又は農業粗収益が200万円以上（法人の場合は1,000万円以上）である農業者	農業者が主たる構成員となっており、一定の事項について基準に従った規約（代表者、代表権の範囲内）を有している団体	② 右欄に規定する団体の構成員			
個人及び法人	団体											
① 農業所得が総所得の過半（法人の場合は農業にかかる売上高が総売上高の過半）を占める、又は農業粗収益が200万円以上（法人の場合は1,000万円以上）である農業者	農業者が主たる構成員となっており、一定の事項について基準に従った規約（代表者、代表権の範囲内）を有している団体											
② 右欄に規定する団体の構成員												
融資利率	年0.15%（JAしまねによる0.15%の支援後の利率） ただし、当初3年間は、県による0.15%の利子補給により無利子とする。											
信用保証	島根県農業信用基金協会による保証（保証料：年0.15%） ただし、当初3年間は、保証料0.15%を県の保証料補給により実質無償化する。											
取扱期間	令和3年8月2日から令和4年3月31日まで ※台風9号、令和3年8月大雨による被害については、令和3年9月3日から取扱開始（この期間内に、申込だけでなく、融資の実行を受けることが必要です）											
申込先	島根県農業協同組合（JAしまね）の各支店 （申込にあたり市町村が発行する農業被害認定書が必要となります）											
問合せ先	島根県農林水産部農業経営課担い手・集落営農育成グループ TEL 0852-22-6201 https://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/											